

検討課題の選定方法について（案）

「食品安全情報レポート」の作成及び掲載情報の取扱いの決定手順について、次のように改めるよう提案する（別添1参照）。

1 食品安全情報レポート（案）の作成と取り扱い

(1) 食品安全情報レポートの位置づけと取扱い

- 食品安全情報レポート（以下「レポート」という。）の位置づけはこれまでと変わりはないが、評価委員会に出された時点ではレポートに掲載された情報は、評価委員会の合意を得たものではないため、「案」とする。
- 評価委員会で合意を得て（案）が取れた「レポート」は、様々なリスク情報の中から、東京都の評価委員会が「重要である」あるいは「注目すべきである」と判断した情報を掲載したものという意味を持つ。
- したがって、これをきちんと都民に提供する必要があり、これまでは、会議の資料として公表してきたが、今後は、別添2のようにホームページ上で専用コーナーをつくって情報提供を行う。

(2) レポート案作成までの手順

- ア 事務局で収集した情報及び委員から提供を受けた情報を整理し、「事前送付資料」として委員に送付する。
- イ 委員は、事前送付資料にある個々の情報について、レポート案に掲載するかどうかを“判定基準1”に基づき判定し、その理由とともに別紙様式により事務局に回答する。
- ウ 事務局は、委員の回答を元にレポート案を作成し、委員からの意見とともに会長に送付する。

判定基準 1

事前送付資料の情報について、委員は、次の視点のいずれかに当てはまるか否かを判定して回答する。

健康被害の未然防止の視点

現在、健康被害が生じていないが、外国等での健康被害の発生や汚染実態などから、将来、都民の健康被害が発生するおそれのあるもの
(外国等で注意喚起が出されたものなど。外国等で健康被害の発生や汚染実態があるが、その地域独特のもので、都民の食生活に関連しないものは除く。)

危害の拡大防止の視点

現在、健康被害の端緒が見られているものの顕在化しておらず、迅速かつ確な対応を図ることにより、被害が最小限にとどめることができる可能性があるもの
(法的に対応ができていて、今後広がる可能性がないと考えられるものは除く。)

都民の不安解消の視点

、 以外であっても、リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に得られていないため、都民に不安を及ぼすおそれのあるもの

2 リポート案掲載情報の取り扱い決定の手順

リポート案に掲載された情報は、原則的に都民に公開されることになるが、さらに追加情報の収集や評価委員会での検討を要する情報の選定を以下の手順で行う。

- (1) 委員は、リポート案に掲載すると判定した情報について、評価委員会での取り扱い（下表）についても別紙様式により意見を表明することができる。

リポート案掲載情報の取り扱い

リポート案に掲載した情報は、評価委員会において以下の取り扱いのうちからいずれかを決定する。

- A 評価委員会で分析・検討し提言又は報告を行う（専門委員会に付託する場合を含む）。
- B Aに準ずる課題であるが、情報不足のため検討課題とすべきか判断ができないため、委託調査や実態調査等を実施し、新たな情報を収集したうえであらためて取り扱いを検討する。
- C そのまま又は内容の補足や修正をしたうえで、リポートに掲載する。
- D リポートには非掲載とする。

- (2) 会長は、“判定基準2”（下表）及び委員からの意見に基づき、レポート案掲載情報について、評価委員会での取り扱い案を作成する。

判定基準 2

次の判断基準に基づき、decision tree(下図)のとおり取り扱い方法を決定する。

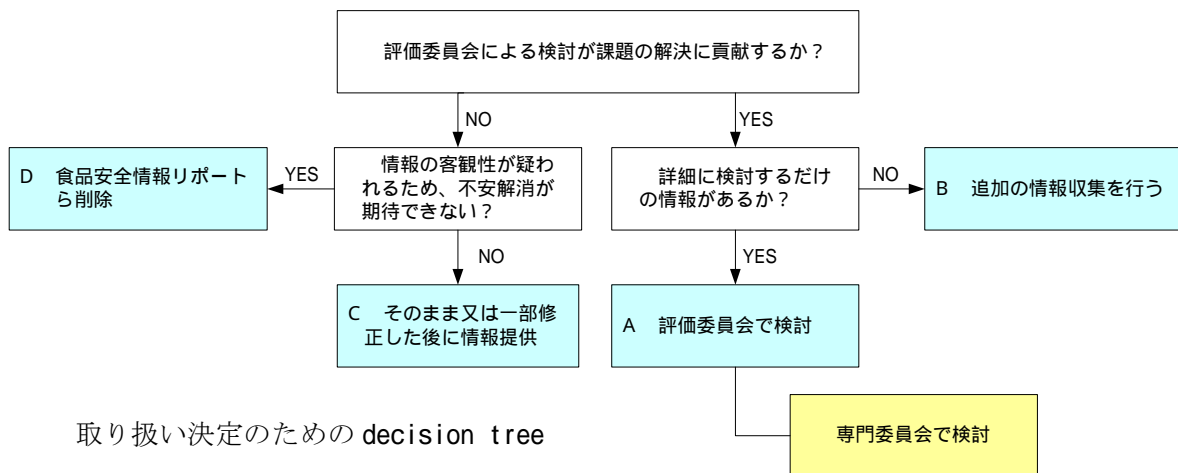
評価委員会による検討が課題の解決に貢献するか。

- ・とりうるリスクマネジメント方法があるか。
- ・都や国においてリスクマネジメントが行われているか。

詳細に検討するための情報の追加が必要か。

- ・都健康安全研究センターや委託調査、文献調査によって必要な情報が収集できるか。
- ・国が基準等を定めない限り対応がとれないようなものか、毒性試験等を行わない限りその情報が得られないものか。

情報の客観性が疑われるため、不安解消が期待できないのでは。



- (3) 評価委員会において、会長案に基づき検討を行い、最終的なレポート案掲載情報の取り扱いを決定する。

別紙様式

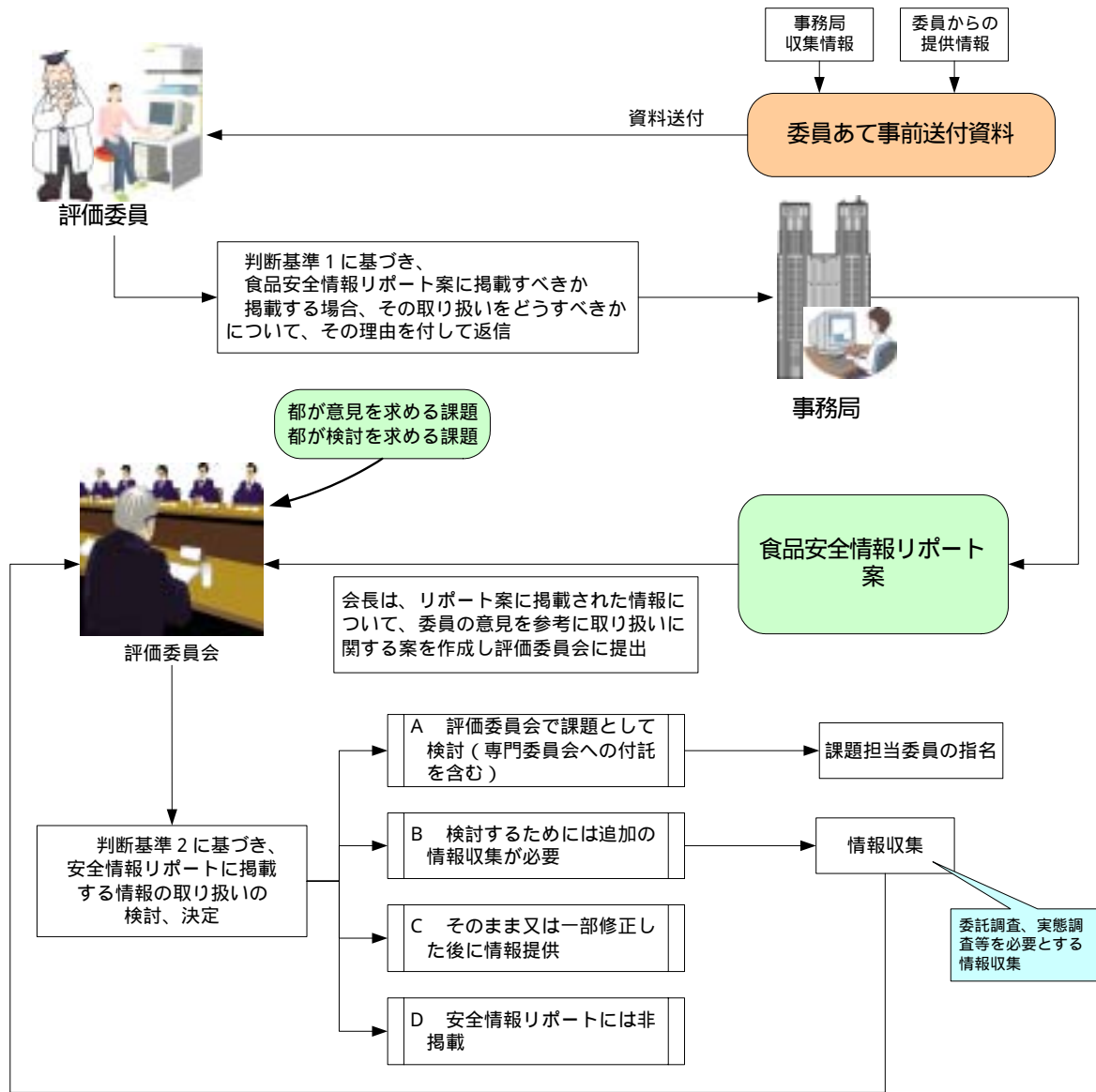
事前送付資料回答様式

情報	判定基準 1			レポート案への掲載理由	評価委員会における取扱い	取り扱いについての意見
	①	②	③			
情報 1						
情報 2						
情報 3						
情報 4						
情報 5						
情報 6						
情報 7						
情報 8						
情報 9						
情報 10						

※ 判定基準 1 は、該当する欄に○を記載する。該当しない場合やわからない場合は空欄にしてください。

※ 取扱いについて、特に意見がない場合は空欄にしてください。

食品安全情報評価委員会における課題選定の方法



判定基準 1

健康被害の未然防止の視点
 現在、健康被害が生じていないが、外国等での健康被害の発生や汚染実態などから、将来、都民の健康被害が発生するおそれのあるもの

危害の拡大防止の視点
 現在、健康被害の端緒が見られているものの顕在化しておらず、迅速かつ的確な対応を図ることにより、被害が最小限にとどめることができる可能性があるもの

都民の不安解消の視点
 ①、②以外であっても、リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に得られていないため、都民に不安を及ぼすおそれのあるもの

判定基準 2

評価委員会による検討が課題の解決に貢献するか？

- YES → 詳細に検討するだけの情報があるか？
 - YES → A 評価委員会で検討
 - NO → B 追加の情報収集を行う
- NO → 情報の客観性が疑われるため、不安解消が期待できない？
 - NO → C そのまま又は一部修正した後に情報提供
 - YES → D 食品安全情報レポートから削除

食とクスの安全情報発信サイト



東京都 食薬インフォベース

東京 健康局

● 健康局のページ ● 食品衛生の窓 ● 薬の小窓 ● 薬事監視課のページ ● サイトマップ

最終更新日 04.02.09

お知らせ [「米国におけるBSE発生に係る東京都の対応について」](#)
[「鳥インフルエンザについて」](#)

renewal		食薬インフォベース 更新情報
●今年度の更新情報一覧		●昨年度の更新情報一覧
04.02.10	第3回微生物専門委員会の開催内容を掲載しました new	
04.02.02	食品安全ネットフォーラム新テーマスタート！～食育してますか？～ new	
04.01.30	教材箱に「食の安全・安心ファクトシート」を追加しました	
04.01.30	第3回理化学専門委員会の開催内容を掲載しました	
04.01.20	第2回食の安全都民フォーラムの開催が決定しました	

press release		報道発表
●今年度の報道発表一覧		●昨年度の報道発表一覧
04.02.09	平成15年度東京都薬事審議会の開催について new	
04.01.30	「平成16年度東京都食品衛生監視指導計画」の策定にむけて 一都民、事業者の皆さんのご意見を募集します	
04.01.30	実効性ある脱法ドラッグ対策のあり方について(東京都脱法ドラッグ対策検討委員会報告)	
04.01.29	東京都食品衛生自主管理認証制度に係る「認証マーク」の決定について new	



東京都食品安全情報評価委員会

new

・開催状況、会議資料等、委員会に関すること



食品安全ネットフォーラム

new

現在の主なテーマ
「食育してますか？」



食の安全都民フォーラム

・第2回を2月9日に開催しました。



食品安全情報レポート

new

食品安全情報評価委員会発！
食品安全に関するレポート集



健康食品注意報

・健康食品の危害情報など



**ご存知ですか？
食品の栄養成分表示**

・栄養成分表示を活用して、食生活を豊かにしましょう



調理師 製菓衛生師 ふく調理師 免許

・各免許の試験概要、申請書類はこちらです



食薬教育のページ

・キッズルーム
・教材箱
・Let's食育



東京都医薬品情報

・専門家向けの情報、データベース機能付き



豆情報のるつぼ

・食品や医薬品、化粧品などに関する豆情報を紹介。
・アンケートコーナーもこちら



印刷物パンフレット

・webで閲覧もできます



関連機関へのリンク

・関連する行政機関はこちらから

! 「衛生管理マニュアル作成の手引」都民情報ルームで販売を始めました！

当サイトの閲覧には、右のプラグインが必要です。



● [業務案内](#) ● [著作権、リンク等に関すること](#)

このサイトに関する問合せ先
 東京都健康局食品医薬品安全部安全対策課 tel 03-5320-4507 Email は [こちら](#)まで。

